

# 京都こども宅食プロジェクトの推進に関する協定書

社会福祉法人あだち福祉会（以下「甲」という。）、京都市（以下「乙」という。）及び一般社団法人こども宅食応援団（以下「丙」という。）は、経済的な課題や生活等に困難を抱える世帯への支援を推進するため、以下の協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

本協定は、経済的な課題や生活等に困難を抱える世帯に食品を届けることをきっかけに、いち早く困りごとに気づき、必要な支援につないでいく取組の実効性を検証し、京都市内で広く取り組まれていくことを目指す「京都こども宅食プロジェクト」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、甲、乙及び丙のそれぞれの役割に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（役割）

本事業の実施に当たり、甲、乙及び丙は、次の各号に掲げるそれぞれの役割を遂行するとともに、相互に協力を図るものとする。

- (1) 甲は、実施主体としての事業全般の运营管理、本事業の広報、寄附金や寄贈品の収集及び管理を行う。
- (2) 乙は、事業対象世帯への支援に関する連携、その他必要な助言及び技術的支援を行う。
- (3) 丙は、先進事例実践者としての助言及び技術的支援を行う。

## 第3条（費用負担）

本事業に掛かる費用は、甲が収集する寄附金及び寄贈品で賄うこととし、原則、甲、乙及び丙の自己負担はないものとする。

## 第4条（個人情報の取扱い）

甲、乙及び丙は、本事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守するものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、直接又は間接的に知り得た個人情報を、本事業の目的に必要な範囲内でのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。また、甲、乙及び丙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本協定の履行のために必要最小限の範囲を超えて個人情報を複製してはならない。
- 3 甲、乙及び丙は、本協定の履行に当たり知り得た個人に関する情報を、第三者に漏らしはならない。また、本協定終了後も同様とする。
- 4 甲、乙及び丙は、雇用した職員等が個人情報を第三者に漏らすことのないよう指導及び監督を行うものとする。

第5条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和2年7月31日までとする。

第6条（その他）

本協定に記載なき事項又は記載事項の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議する。

本協定書は3通作成し、甲乙丙それぞれ記名・押印のうえ、各自1通を保管する。

令和元年12月11日

（甲）

京都市中京区柳馬場通二条下る等持寺町15番地  
社会福祉法人 あだち福社会

理事長

⑩

（乙）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市

京都市長

⑩

（丙）

佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商工ビル7階 佐賀市市民活動プラザ内  
一般社団法人 こども宅食応援団

代表理事

⑩